

神戸市犯罪被害者等奨学金返還支援金交付要綱

令和元年 11 月 1 日危機管理監決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、奨学金の返還を要する犯罪被害者等に対して、その返還を支援することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減を図ることを目的として、奨学金の返還に要する経費の一部を補助することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則 38 号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校（4 年生以上）、専修学校をいう。
- (2) 神戸市民 本市において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により記録されている者をいう。
- (3) 重度障害 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持している者をいう。
- (4) 奨学金 奨学制度に基づき学生を援助するために貸与される金銭をいう。

(対象者の要件)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、奨学金（無利子・有利子）の返還者である神戸市民で、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 神戸市犯罪被害者等生活資金の遺族支援金の交付の起因となった者の子
- (2) 神戸市犯罪被害者等生活資金の重傷病支援金の交付（犯罪被害により重度障害が残った場合）の起因となった者又はその子
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律による遺族給付金を受ける起因となった者の子
- (4) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律による障害給付金（犯罪被害により重度障害が残った場合）を受ける起因となった者又はその子

(対象の経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費は、補助対象者が前年度、神戸市民である期間に返還した奨学金の 2 分の 1 とする。

- 2 前項の場合において、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- (1) 1年度当たり 300,000 円
- (2) 各年度合計 1,500,000 円

(交付の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、神戸市犯罪被害者等奨学金返還支援金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者支援関係決定通知書
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還状況を証する書類
- (4) 大学等を卒業したことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、規則第6条による補助金の交付決定を行なうときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行なうときは、補助金等不交付決定通知書(様式3号)をもって申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第4号)を補助金交付決定通知書の受理後速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助対象者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金規則第19条による補助金等交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。